

大分県福祉のまちづくり条例(平成7年大分県条例第7号)

目次

前文

第一章 総則 (第一条—第七条)

第二章 福祉のまちづくりに関する施策 (第八条—第十一条)

第三章 特定施設に係る措置等

第一節 特定施設に係る措置

第一款 特定施設に係る措置 (第十二条—第十六条)

第二款 特別特定施設に係る措置 (第十七条—第二十一条の二)

第二節 公共車両等に係る措置 (第二十二条)

第三節 住宅等の整備 (第二十三条)

第三章の二 特別特定建築物の建築の規模 (第二十三条の二・第二十三条の三)

第三章の三 交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準 (第二十三条の四—第二十三条の六)

第三章の四 特定道路に関する基準 (第二十三条の七)

第三章の五 特定公園施設に関する基準 (第二十三条の八)

第四章 雑則 (第二十四条—第二十七条)

附則

私たち一人一人が、住み慣れた地域において、個人として尊重され、生きがいを持って生活を営める社会をつくることは、私たち県民すべての願いであり、また、責務でもある。

こうした社会を実現するためには、高齢者、障害者を含むすべての県民が、自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを進めていく必要がある。

また、このことは、急速な人口の高齢化を迎えるに当たっての緊急な課題でもある。

ここに、私たちは、お互いを大切にしよう心をはぐくみ、県、市町村、県民及び事業者が共に力を合わせて福祉のまちづくりを進めていくことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、福祉のまちづくりに関し、県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の基本方針を定めてこれに基づく施策を実施し、及び特定施設を安全かつ容易に利用できるようにするための措置等を講ずることにより、福祉のまちづくりを推進し、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、妊産婦、傷病者、子ども、外国人その他の者で日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限その他の制限を受けるものをいう。
- 二 特定施設 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他の多数の者が利用する建築物及び道路、公園その他の公共の用に供する施設で規則で定めるものをいう。

三 公共車両等 一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車及び船舶で規則で定めるものをいう。

(県の責務)

第三条 県は、福祉のまちづくりに関し、基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、その地域の実情に応じて、福祉のまちづくりに関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、県が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、福祉のまちづくりに関して理解を深め、自ら進んでその実現のための活動に参画するよう努めるとともに、県及び市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。

2 県民は、高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるよう配慮して整備された施設の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、自ら設置し、又は管理する特定施設を高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるよう努めるとともに、県及び市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。

(福祉のまちづくりの総合的推進)

第七条 県、市町村、県民及び事業者は、福祉のまちづくりに関するそれぞれの責務を自覚し、一体となって福祉のまちづくりを推進するものとする。

2 県及び市町村は、市街地開発事業その他の事業の実施の機会をとらえて、福祉のまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

第二章 福祉のまちづくりに関する施策

(施策の基本方針)

第八条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を実施するものとする。

- 一 すべての人が自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる生活環境の整備を進めること。
- 二 すべての県民が福祉のまちづくりに参画し、積極的に協力する気運を醸成すること。

(高齢者、障害者等の意見の反映)

第八条の二 県は、福祉のまちづくりに関する施策に、高齢者、障害者等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(検討)

第八条の三 県は、福祉のまちづくりに関する施策について、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育の推進)

第九条 県及び市町村は、高齢者、障害者等に対する理解とやさしさのある児童及び生徒を育成するための教育を推進するものとする。

(県民の意識の高揚等)

第十条 県は、県民及び事業者に対し、福祉のまちづくりに関する意識の高揚及び知識の普及に努めるとともに、市町村、県民及び事業者に対し、必要な情報の提供、指導及び助言をするものとする。

(財政上の措置)

第十一条 県は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 特定施設に係る措置等

第一節 特定施設に係る措置

第一款 特定施設に係る措置

(基礎的基準等)

第十二条 知事は、特定施設の出入口、廊下、階段、昇降機、便所その他の規則で定める施設（以下「出入口等」という。）の構造及び設備の整備に関し、高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるようにするために必要な基準（以下「基礎的基準」という。）を規則で定めるものとする。

2 知事は、基礎的基準のほか、出入口等の構造及び設備の整備に関し、高齢者、障害者等がより安全かつ容易に利用できるようにするための目標となる基準（以下「誘導的基準」という。）を規則で定め、誘導的基準に適合した特定施設の整備が促進されるよう、その普及啓発に努めるものとする。

(特定施設設置者の措置)

第十三条 特定施設の新築、新設、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「新築等」という。）をしようとする者（以下「特定施設設置者」という。）は、当該特定施設を基礎的基準に適合させるよう努めなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、特定施設設置者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(既存の特定施設に係る措置)

第十四条 この章の規定の施行の際現に存する特定施設（現に工事中のものを含む。以下「既存特定施設」という。）の所有者又は管理者は、当該特定施設について、基礎的基準又は誘導的基準への適合状況の把握に努めるとともに、基礎的基準に適合するようその整備に努めなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、既存特定施設の所有者又は管理者に対し、当該既存特定施設の整備状況の報告又は整備計画の提出を求めることができる。

3 知事は、前項の整備状況の報告又は整備計画の提出があったときは、当該既存特定施設の所有者又は管理者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(特定施設の管理運営)

第十五条 特定施設の所有者又は管理者は、当該特定施設の管理運営に関し、高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、特定施設の所有者又は管理者に対し、当該特定施設の管理運営の方法の報告を求めることができる。
- 3 知事は、前項の報告があったときは、当該特定施設の所有者又は管理者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(適合証の交付)

第十六条 特定施設の所有者又は管理者は、当該特定施設を基礎的基準又は誘導的基準に適合させたときは、規則で定めるところにより、知事に対し、当該特定施設が基礎的基準又は誘導的基準に適合していることを証する証票（以下「適合証」という。）の交付を請求することができる。

- 2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該特定施設が基礎的基準又は誘導的基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

第二款 特別特定施設に係る措置

(特別特定施設設置者の措置)

第十七条 特定施設のうち、規則で定めるもの（以下「特別特定施設」という。）の新築等をしようとする者（以下「特別特定施設設置者」という。）は、当該特別特定施設を基礎的基準に適合させなければならない。ただし、基礎的基準に適合する場合と同等以上に安全かつ容易に利用することができる場合又は構造、利用の目的、地形、敷地の状況等により基礎的基準に適合させることが困難である場合は、この限りでない。

(新築等の届出)

第十八条 特別特定施設設置者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、当該特別特定施設の新築等の内容を知事に届け出なければならない。ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第十七条第一項の規定による申請をしたときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その変更の内容を知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、前二項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る特別特定施設が基礎的基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(工事完了の届出)

第十九条 前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(勧告)

第二十条 知事は、特別特定施設の新築等に関し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 一 特別特定施設設置者が、第十八条第一項の規定による届出を行わずに工事に着手したとき。
- 二 第十八条第一項の規定による届出をした者が、当該届出の内容と異なり、かつ、基礎的基準に適合していない工事を行ったとき。
- 三 第十八条第三項の指導及び助言を受けた者が、正当な理由がなく当該指導及び助言に従わなかったとき。

(公表)

第二十一条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該公表の対象となる者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第二十一条の二 知事は、第十八条第三項、第二十条及び前条第一項の規定の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、特別特定施設設置者に対し、報告を求め、又はその職員に、特別特定施設若しくは特別特定施設の工事現場に立ち入り、特別特定施設、設備、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二節 公共車両等に係る措置

(公共車両等に係る措置)

第二十二条 公共車両等の所有者又は管理者は、その所有し、又は管理する公共車両等を高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、公共車両等の所有者又は管理者に対し、前項の措置の実施状況の報告を求めることができる。
- 3 知事は、前項の報告があったときは、公共車両等の所有者又は管理者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

第三節 住宅等の整備

(住宅等の整備)

第二十三条 県民は、その所有する住宅又は宅地（以下「住宅等」という。）について、高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるようその整備に努めるものとする。

- 2 住宅等を供給する事業者は、当該住宅等並びに当該住宅等と一体的に整備される道路及び公園について、高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるようその整備に努めるものとする。

第三章の二 特別特定建築物の建築の規模

(定義)

第二十三条の二 この章から第三章の五までにおける用語の意義は、法及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十六号）の例による。

(建築の規模)

第二十三条の三 法第十四条第三項の規定により条例で定める特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第五条第一号、第二号及び第八号から第十二号までに掲げるものに限る。）の建築の規模は、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積）の合計千平方メートルとする。

第三章の三 交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準

(信号機に関する基準)

第二十三条の四 信号機に関する法第三十六条第二項に規定する基準は、当該信号機が、次の各号のいずれかに該当する信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次の各号のいずれかに該当する信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。

- 一 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第二条第四項に規定する信号機であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）に従って道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの
 - ロ 歩行者用青信号の表示を開始した時に当該信号に従って道路の横断を始めた高齢者、障害者等がその横断を終わるため通常要すると認められる時間内に人の形の記号を有する赤色の灯火の信号の表示を開始しないもの
 - ハ 歩行者用青信号が表示された時において、当該表示が終了するまでの時間を表示することができるもの
- 二 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両（交差点において既に左折又は右折しているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの

(道路標識に関する基準)

第二十三条の五 道路標識に関する法第三十六条第二項に規定する基準は、反射材料を用い、又は夜間照明装置を施した道路標識であることとする。

(道路標示に関する基準)

第二十三条の六 道路標示に関する法第三十六条第二項に規定する基準は、次の各号のいずれかに該当する道路標示であることとする。

- 一 反射材料を用い、又は反射装置を施した道路標示
- 二 横断歩道であることを標示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられたもの

第三章の四 特定道路に関する基準

(特定道路に関する基準)

第二十三条の七 特定道路(県が管理する県道に限る。)に関する法第十条第一項に規定する基準は、別表第一のとおりとする。

第三章の五 特定公園施設に関する基準

(特定公園施設に関する基準)

第二十三条の八 特定公園施設(県が管理する都市公園に設置されるものに限る。)に関する法第十三条第一項に規定する基準は、別表第二のとおりとする。

第四章 雑則

(表彰)

第二十四条 知事は、福祉のまちづくりに関して著しい功績のあった者に対して、表彰を行うものとする。

(国等に関する特例)

第二十五条 第十三条第二項、第十四条第二項及び第三項、第十五条第二項及び第三項、第十八条から第二十一条の二まで並びに第二十二条第二項及び第三項の規定は、国、県、市町村その他規則で定める者(以下「国等」という。)については、適用しない。

- 2 知事は、国等に対し、特定施設及び公共車両等を高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるような必要な要請を行うことができる。

(適用除外)

第二十六条 市町村が特定施設及び公共車両等に係る措置並びに住宅等の整備(以下「特定施設に係る措置等」という。)に関して制定する福祉のまちづくりに関する条例の内容が、この条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めて公示したときは、第三章の規定は、当該市町村の区域における特定施設に係る措置等については、適用しない。

- 2 市町村が法第十四条第三項の規定に基づいて制定する条例の内容が、第三章の二の規定と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めて公示したときは、同章の規定は、当該市町村の区域には、適用しない。
- 3 前二項の規定による知事の公示は、大分県報への掲載により行う。

(委任)

第二十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三章及び第四章の規定は、平成八年四月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第八条の次に二条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大分県福祉のまちづくり条例（以下「改正後の条例」という。）第三章第一節の規定は、この条例の施行の日以後に工事に着手する改正後の条例第十三条第一項に規定する特定施設の新築等について適用し、同日前に工事に着手したこの条例による改正前の大分県福祉のまちづくり条例第十二条第一項に規定する特定施設の新築、新設、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替えについては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に工事中の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第二条第十七号に規定する特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第五条第一号、第二号及び第八号から第十二号までに掲げるものに限る。以下「特別特定建築物」という。）の建築（法第二条第十九号に規定する建築をいい、用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。）については、改正後の条例第三章の二の規定は、適用しない。
- 4 この条例の施行の際現に存する特別特定建築物で、法附則第四条第三項に規定する用途の変更をするものについては、改正後の条例第三章の二の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大分県福祉のまちづくり条例（以下「改正後の条例」という。）別表第一の一の項第一号の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同号の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分の設けることができる。
- 3 改正後の条例別表第一の一の項第一号の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同項第二号の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を百五十センチメートルまで縮小することができる。
- 4 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、改正後の条

例別表第一の一の項第二号の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を百センチメートルまで縮小することができる。

- 5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、改正後の条例別表第一の一の項第六号の規定による基準をそのまま適用することが適当でない認められるときは、当分の間、この規定による基準によらないことができる。
- 6 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、改正後の条例別表第一の一の項第八号の規定の適用については、当分の間、同号中「二百センチメートル」とあるのは、「百センチメートル」とする。

別表第一（第二十三条の七関係）

整備施設	基準
<p>一 歩道等</p>	<p>一 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けること。</p> <p>二 有効幅員は、次に定めるとおりとすること。</p> <p>イ 歩道の有効幅員は、県道の構造の技術的基準等に関する条例（平成二十四年大分県条例第七十四号）第十二条第三項に規定する幅員の値以上とすること。</p> <p>ロ 自転車歩行者道の有効幅員は、県道の構造の技術的基準等に関する条例第十一条第二項に規定する幅員の値以上とすること。</p> <p>ハ 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めること。</p> <p>三 舗装は、次に定めるとおりとすること。</p> <p>イ 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>ロ 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>四 勾配は、次に定めるとおりとすること。</p> <p>イ 歩道等の縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。</p> <p>ロ 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、前号イただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント以下とすることができる。</p> <p>五 歩道等と車道又は車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）の分離は、次に定めるとおりとすること。</p> <p>イ 歩道等には、車道等又は自転車道に接続して縁石線を設けること</p> <p>ロ 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは十五センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めること。</p> <p>ハ 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けること。</p> <p>六 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、次に定めるとおりとすること。</p> <p>イ 高さは、五センチメートルを標準とすること。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。</p> <p>ロ イの高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めること。</p> <p>七 横断歩道に接続する歩道等の部分は、次に定めるとおりとすること。</p>

	<p>イ 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分との段差を設けないものとし、縁端付近に視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>ロ イの縁端に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に転回できる構造とするものとし、車椅子の止まることができる平たん部分を百五十センチメートル以上設けるよう努めること。</p> <p>八 第二号の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第四号ロの規定による基準を満たす部分の有効幅員は、二百センチメートル以上とすること。</p> <p>九 歩道等の幅員内に設ける排水溝の蓋は、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造のものとする。</p>
<p>二 立体横断施設</p>	<p>一 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けること。</p> <p>二 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けること。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。</p> <p>三 前号に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けること。</p> <p>四 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とすること。</p> <p>イ かごの内法幅は百五十センチメートル以上とし、内法奥行きは百五十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ イの規定にかかわらず、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあつては、内法幅は百四十センチメートル以上とし、内法奥行きは百三十五センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ かご及び昇降路の出入口の有効幅は、イの規定による基準に適合するエレベーターにあつては九十センチメートル以上とし、ロの規定による基準に適合するエレベーターにあつては八十センチメートル以上とすること。</p> <p>ニ かご内に、車椅子使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、ロの規定による基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。</p> <p>ホ かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造とすること。</p> <p>ヘ かご内に手すりを設けること。</p> <p>ト かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けるこ</p>

と。

チ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

リ かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

ヌ かご内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。

ル かご内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。

ヲ 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は百五十センチメートル以上とし、有効奥行きは百五十センチメートル以上とすること。

ワ 停止する階が三以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

五 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とすること。

イ 有効幅員は、二百センチメートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、百センチメートル以上とすることができる。

ロ 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。

ハ 横断勾配は、設けないこと。

ニ 二段式の手すりを両側に設けること。

ホ 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

ヘ 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

ト 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとすること。

チ 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

リ 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が二百五十センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。

ヌ 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏み幅百五十センチメートル以上の踊り

場を設けること。

六 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に定める構造とすること。

イ 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。

ロ 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。

ハ 昇降口において、三枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。

ニ 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。

ホ くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。

ヘ エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。

ト 踏み段の有効幅は、百センチメートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、六十センチメートル以上とすることができる。

七 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とすること。

イ 有効幅員は、二百センチメートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。

ロ 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。

ハ 二段式の手すりを両側に設けること。

ニ 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

ホ 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

ヘ 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

八 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とすること。

イ 有効幅員は、百五十センチメートル以上とすること。

ロ 二段式の手すりを両側に設けること。

ハ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付け、また、手すりの末端部及び要所には、必要に応じて、施設名、現在地等を示す点字を貼り付けること。

ニ 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

ホ 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

	<p>へ 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>ト 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>チ 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。</p> <p>リ 階段の下面と歩道等の路面との間が二百五十センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。</p> <p>ヌ 階段の高さが三百センチメートルを超える場合においては、その途中に踊り場を設けること。</p> <p>ル 踊り場の踏み幅は、直階段の場合にあっては百二十センチメートル以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。</p>
<p>三 乗合自動車停留所</p>	<p>一 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、十五センチメートルを標準とすること。</p> <p>二 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>
<p>四 路面電車停留場等</p>	<p>一 路面電車停留場の乗降場は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、乗降場の両側を使用するものにあつては二百センチメートル以上とし、片側を使用するものにあつては百五十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 乗降場と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らとすること。</p> <p>ハ 乗降場の縁端と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、路面電車の車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さくすること。</p> <p>ニ 横断勾配は、一パーセントを標準とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>ホ 路面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ヘ 乗降場は、縁石線により区画するものとし、その車道側に柵を設けること。</p> <p>ト 乗降場には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>二 路面電車停留場の乗降場と車道等との高低差がある場合においては、傾斜路を設け、その勾配は、次に定めるとおりとすること。</p> <p>イ 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント</p>

	<p>以下とすることができる。</p> <p>ロ 横断勾配は、設けないこと。</p> <p>三 歩行者の横断の用に供する軌道の部分においては、軌条面と道路面との高低差は、できる限り小さくすること。</p>
<p>五 自動車駐車場</p>	<p>一 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車のに供する部分（以下「障害者用駐車施設」という。）を設けること。</p> <p>二 障害者用駐車施設の数、は、自動車駐車場の全駐車台数が二百以下の場合にあつては当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が二百を超える場合にあつては当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上とすること。</p> <p>三 障害者用駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>ロ 有効幅は、三百五十センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>四 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける階には、障害者が円滑に利用できる停車の用に供する部分（以下「障害者用停車施設」という。）を設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>五 障害者用停車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>ロ 車両への乗降の用に供する部分の有効幅は百五十センチメートル以上とし、有効奥行きは百五十センチメートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。</p> <p>ハ 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>六 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とすること。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。</p> <p>イ 有効幅は、九十センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち一以上の出入口の有効幅は、百二十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を百二十センチメートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、一以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。</p> <p>七 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち一以上の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、二百センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。</p> <p>ハ 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。</p>

- 八 自動車駐車場のエレベーターは、次に定めるとおりとすること。
- イ 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。
- ロ イのエレベーターのうち一以上のエレベーターは、前号に規定する出入口に近接して設けること。
- ハ 二の項第四号イからニまでの規定は、イのエレベーター（ロのエレベーターを除く。）について準用する。
- ニ 二の項第四号の規定は、ロのエレベーターについて準用する。
- 九 二の項第五号の規定は、前号イの傾斜路について準用する。
- 十 二の項第八号の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。
- 十一 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第七号に規定する通路には、屋根を設けること。
- 十二 自動車駐車場の便所は、次に定めるとおりとすること。
- イ 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造とすること。
- (イ) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。
- (ロ) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (ハ) 男子用小便器を設ける場合においては、一以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。
- (ニ) (ハ)の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。
- ロ 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち一以上の便所は、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
- (イ) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
- (ロ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。
- ハ ロ(イ)の便房を設ける便所は、次に定める構造とすること。
- (イ) 第七号に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち一以上の通路は、同号イからハまでに定める構造とすること。
- (ロ) 出入口の有効幅は、八十センチメートル以上とすること。
- (ハ) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。
- (ニ) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。

	<p>(ホ) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。</p> <p>a 有効幅は、八十センチメートル以上とすること。</p> <p>b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(ハ) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。</p> <p>ニ ロ(イ)の便房は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(ロ) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。</p> <p>(ハ) 腰掛便座及び手すりを設けること。</p> <p>(ニ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。</p> <p>ホ ハ(ロ)、(ホ)及び(ハ)の規定は、ニの便房について準用する。</p> <p>ヘ ハ(イ)から(ハ)まで、(ホ)及び(ハ)並びにニ(ロ)から(ニ)までの規定は、ロ(ロ)の便所について準用する。この場合において、ニ(ロ)中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。</p>
<p>六 移動等円滑化のために必要なその他の施設等</p>	<p>一 案内標識は、次に定めるとおりとすること。</p> <p>イ 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けること。</p> <p>ロ イの案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。</p> <p>二 視覚障害者誘導用ブロックは、次に定めるとおりとすること。</p> <p>イ 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>ロ 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とすること。</p> <p>ハ 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けること。</p> <p>三 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けること。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>四 照明施設は、次に定めるとおりとすること。</p> <p>イ 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けること。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分</p>

に確保される場合においては、この限りでない。

ロ 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けること。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

五 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けること。

別表第二（第二十三条の八関係）

整備施設	基 準
一 園路及び広場	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第三条第一号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(イ) 幅は、百三十五センチメートル以上とすること。</p> <p>(ロ) 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち一以上は、九十センチメートル以上とすること。</p> <p>(ハ) 出入口からの水平距離が百五十センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(ニ) (ホ)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(ホ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>ロ 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(イ) 幅は、百八十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を百二十センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(ロ) (ハ)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(ハ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(ニ) 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。</p> <p>(ホ) 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。</p> <p>(ハ) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>(ト) 通路を横断する排水溝の蓋は、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造のものとすること。</p> <p>ハ 階段は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(イ) 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(ロ) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p>(ハ) 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由により</p>

	<p>やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(ニ) 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>(ホ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。</p> <p>(ハ) 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>二 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。</p> <p>ホ 傾斜路（階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(イ) 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、九十センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(ロ) 縦断勾配は、八パーセント以下とすること。</p> <p>(ハ) 横断勾配は、設けないこと。</p> <p>(ニ) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>(ホ) 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏み幅百五十センチメートル以上の踊り場が設けられていること。</p> <p>(ハ) 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(ト) 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>ヘ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>ト 二の項から七の項までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ一以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）第二条第二項の主要な公園施設に接続していること。</p>
<p>二 屋根付広場</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(イ) 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル</p>

	<p>以上とすることができる。</p> <p>(ロ) (ハ)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(ハ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>ロ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p>
<p>三 休憩所及び管理事務所</p>	<p>一 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(イ) 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(ロ) (ハ)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(ハ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(ニ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>a 幅は、八十センチメートル以上とすること。</p> <p>b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p> <p>ロ カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>ニ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、六の項第二号から第六号までの基準に適合するものであること。</p> <p>二 前号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同号中「休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。</p>
<p>四 野外劇場及び野外音楽堂</p>	<p>一 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 出入口は、二の項第一号イの基準に適合するものであること。</p> <p>ロ 出入口とハの車椅子使用者用観覧スペース及びニの便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(イ) 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を八十七</p>

	<p>ンチメートル以上とすることができる。</p> <p>(ロ) (ハ)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(ハ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(ニ) 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。</p> <p>(ホ) 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。</p> <p>(ハ) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>(ト) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>ハ 当該野外劇場の収容定員が二百以下の場合は当該収容定員に五十分の一を乗じて得た数以上、収容定員が二百を超える場合は当該収容定員に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。</p> <p>ニ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、六の項第二号から第六号までの基準に適合するものであること。</p> <p>二 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 幅は九十センチメートル以上であり、奥行きは百二十センチメートル以上であること。</p> <p>ロ 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。</p> <p>ハ 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>三 前二号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。</p>
<p>五 駐車場</p>	<p>一 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち一以上に、当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合は当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>二 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p>

	<p>イ 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。</p>
<p>六 便所</p>	<p>一 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>ロ 男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。</p> <p>ハ ロの規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。</p> <p>二 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、前号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。</p> <p>イ 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。</p> <p>ロ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。</p> <p>三 前号イの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(イ) 幅は、八十センチメートル以上とすること。</p> <p>(ロ) (ハ)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(ハ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(ニ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。</p> <p>(ホ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>a 幅は、八十センチメートル以上とすること。</p> <p>b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p> <p>ロ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>四 第二号イの便房は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>ロ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。</p> <p>ハ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。</p> <p>ニ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。</p>

	<p>五 第三号イ(イ)及び(ホ)並びにロの規定は、前号の便房について準用する。</p> <p>六 第三号イ(イ)から(ハ)まで及び(ホ)並びにロ並びに第四号ロからニまでの規定は、第二号ロの便所について準用する。この場合において、第四号ロ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。</p>
七 水飲場及び手洗場	<p>一 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。</p> <p>二 前号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。</p> <p>三 第一号の水飲場は、その位置が分かるように案内板等を設置すること。</p>
八 掲示板及び標識	<p>一 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。</p> <p>ロ 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。</p> <p>二 前号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。</p> <p>三 一の項から前項（第三号を除く。）まで及び前二号の規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち一以上は、一の項の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けること。</p>

備考 この表の規定は、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、適用しないことができる。